

自己負担限度額(70歳未満の方)

所得金額 ※1		適用 区分	自己負担限度額		年間 上限額
			3回目まで	4回目以 降 ※3	
住民税課税世帯	901万円超	ア	270,300円 総医療費が901,000円を超えたときは 超えた分の1%を加算※4	140,100 円	168万円
	600万円超～ 901万円以下	イ	179,100円 総医療費が597,000円を超えたときは 超えた分の1%を加算※4	93,000円	111万円
	210万円超～ 600万円以下	ウ	85,800円 総医療費が286,000円を超えたときは 超えた分の1%を加算※4	44,400円	53万円
	210万円以下	エ	61,500円	44,400円	53万円 ※5
住民税非課税世帯 ※2		オ	36,900円	24,600円	29万円

(※1) 「所得金額」は、同一世帯のすべての国保被保険者について、所得から基礎控除(43万円)を差し引いた額を合計したものです。(合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が逡減します。)

(※2) 住民税非課税世帯とは、世帯主(国保の資格がない方も含む)と同一世帯の国保被保険者が全て住民税非課税の世帯です。

(※3) 療養があった月以前の12カ月以内に高額療養費の該当が4回以上ある場合の4回目以降の自己負担限度額です。

(※4) 適用区分がア、イ、ウの世帯の自己負担限度額(3回目まで)は、診療月の総医療費が一定額を超えると加算額があります。

(※5) 一部の方は41万円の場合があります。